

# 令和8年度 ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ、 ドラレコ一体型導入助成金事業実施要領

- 1. 対象事業者** 会費未納がない会員事業者とする。
- 2. 助成対象** 以下の期間に、千葉県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車に、新たに助成対象装置（中古品・レンタル品を除く）を装着したものとす。  
**対象期間：令和8年1月1日～令和8年12月末日**
- 3. 助成対象装置**
  - ・ドライブレコーダー車載器（別紙記載のもの）
  - ・デジタルタコグラフ（別紙記載のもの）
  - ・ドラレコ一体型車載器（別紙記載のもの）
- 4. 申請受付期間** 令和8年6月1日～令和9年2月4日 午後5時必着  
※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
- 5. 申請方法** 以下の書類一式を提出すること。  
(全てA4サイズで作成)
  - (1) 令和8年度 ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ、ドラレコ一体型導入助成実績報告書
  - (2) 装着車両一覧表
  - (3) 装置装着証明書のコピー
  - (4) 自動車検査証記録事項のコピー ※受付日時点で有効期間内のもの
  - (5) 購入の場合…機器名・型式、単価の記載がある請求書等のコピー  
領収書・インターネットバンクの振込結果(確定済・承認済等)のコピー
  - (6) リース・割賦の場合…機器名・型式、単価の記載がある見積書のコピー  
リース契約書・割賦販売契約書等のコピー  
〔登録番号等の記載あり：リース契約書・割賦販売契約書等〕  
〔登録番号等の記載なし：リース契約書・割賦販売契約書等に  
加え、借受証・物件受領証等〕
- 6. 助成台数** 当該年度上期の会費請求台数(被牽引車を除く)までとし、上限50台とする。  
(ドライブレコーダー、デジタルタコグラフとドラレコ一体型の合計)
- 7. 助成金額** 車両1台につき対象装置ごとに取得価格(取付工賃・消費税を除く)の1/2として上限2万円とする。(小数点以下切り捨て)  
取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含む。  
但し、国等の補助金が交付されている場合は、取得費用からその補助金額を差し引いて助成する。
- 8. 助成金交付日**

令和8年 6月～ 7月受付	…	令和8年 9月末日交付
令和8年 8月～10月受付	…	令和8年12月末日交付
令和8年11月～12月受付	…	令和9年 2月末日交付
令和9年 1月～ 2月受付	…	令和9年 3月末日交付
- 9. その他** 手形による支払い、転貸リースによる導入は助成対象外とする。  
但し、手形に関しては、年度内に決済が行われるものは助成対象とする。